

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0438-75-8686

(月～土曜日 08:30～17:30 ただし、12月31日～1月3日は除きます)

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護相談みどりの風そでがうら
所在地	〒299-0231 千葉県袖ヶ浦市下泉 1425 番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 1273400893 号)
サービスを提供する実施地域	木更津市 袖ヶ浦市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤		非常勤		業務内容	計
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1名			管理業務、専門員兼務	1名
介護支援専門員	1名	1名	1名		相談およびケアプラン作成	3名

(3) 営業時間

月～土曜日 8時30分～17時30分

※(日曜・12月31日～1月3日は休業)

3. 当法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 みどりの風
代表者役職・氏名 理事長 武井千尋
所在地 千葉県袖ヶ浦市下泉1424番3
電話 0438-75-8700

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 居宅介護支援費 (I) i 取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1,086 単位

要介護 3・4・5 1,411 単位

(イ) 居宅介護支援費 (I) ii 取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合、45 件以上の部分のみ適応

要介護 1・2 544 単位

要介護 3・4・5 704 単位

(ウ) 居宅介護支援費 (I) iii 取扱件数 60 件以上の部分のみ適応

要介護 1・2 326 単位

要介護 3・4・5 422 単位

＊取扱件数

利用者の数に、当事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防に係る利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数を当事業所の介護支援専門員の員数で除した数

(エ) 加算を算定した場合

＜初回加算＞300単位

(新規に居宅サービスを策定した場合、および要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合)

＜通院時情報連携加算＞50単位

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

＜退院・退所加算＞

カンファレンス参加なし 連携1回目 450単位 2回目 600単位

カンファレンス参加あり 連携1回目 600単位 2回目 750単位 3回目 900単位

(利用者の退院または退所にあたって介護支援専門員が、病院、診療所、施設職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合)

＜入院時情報連携加算 (I)＞250単位

(利用者が病院または診療所に入院するにあたって入院した日のうちに介護支援専門員が、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合)

＜入院時情報連携加算 (II)＞200単位

(利用者が病院または診療所に入院するにあたって入院後3日以内に介護支援専門員が、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合)

＜緊急時等居宅カンファレンス加算＞200単位

(病院または診療所の求めにより、病院または診療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要なサービスの利用に関する調整を行った場合)

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費(1km/10円)が必要です。

(3) 解約料

	要介護状態区分	金額
契約後、居宅サービス計画の作成途中で解約した場合	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円

5. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方は、お申し出下さい。

担当 廣部 智可

電話番号 0438-75-8686

(2) 当事業所の第三者委員

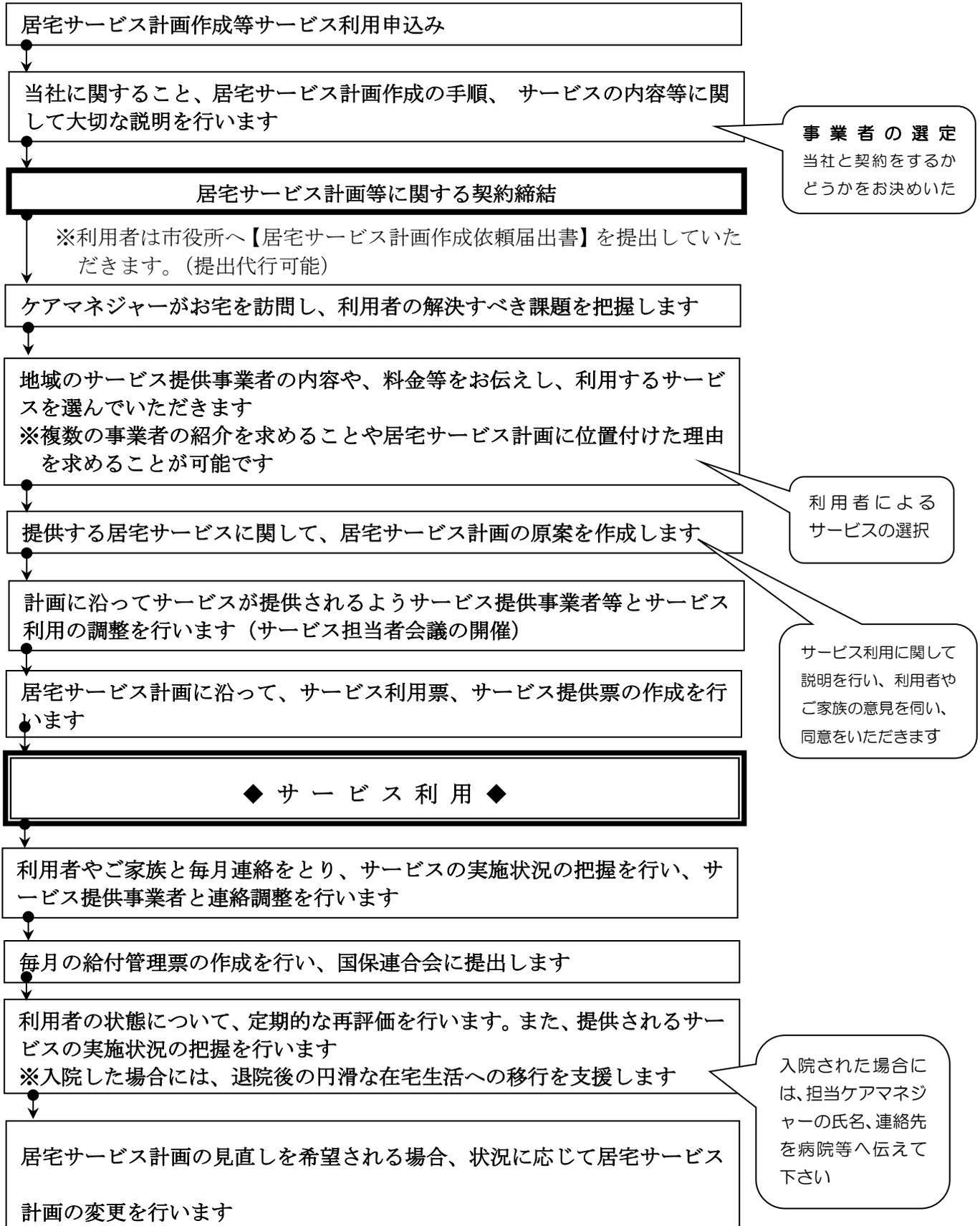
第三者委員 武井 公一

＊第三者委員の連絡先については、当施設内に掲示しています。

(3) その他の窓口 当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・木更津市介護保険課 0438-23-7162
- ・袖ヶ浦市介護保険課(管理班) 0438-62-3158
- ・君津市高齢者支援課 0439-56-1731
- ・市原市高齢者支援課 0436-23-9873
- ・国民健康保険団体連合会 043-254-7404

サービス提供の標準的な流れ



各事業所のケアプランにおける利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

【事業所】

所在地	千葉県袖ヶ浦市下泉1425番地	
名称	介護相談みどりの風そでがうら	印
管理者	廣部 智可	
担当者	廣部 智可	印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所		
氏名		印
連絡先	()	

(代理人)

住所		
氏名		印
本人との関係		
連絡先	()	